

## 清代社会に於ける紳士の存在

木村, 正一

<https://doi.org/10.15017/2340916>

---

出版情報 : 史淵. 24, pp.61-78, 1940-11-20. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

## 清代社會に於ける紳士の存在

本 村 正 一

(一)

近世支那社會に於いて紳士と云ふ名稱を以て呼ばれる社會層の存在の事實についてはこゝに改めて指摘するまでもないであらう。この紳士なる社會層は近代の社會の表面に常に大きな動きを見せてをり、就中乾隆朝末期より起つた白蓮教徒騷擾を最初とし太平天國に至つて最高潮に達した農民戦争との對立關係に於いて顯著な活動を示してゐる。即ち明末の農民戦争を鎮壓し、國內平和を維持する使命を以て成立した滿清政權の官兵（八旗）は當時已に全く廢れて農民叛亂に對する防衛の用をなさず、之に代る新しい武力として團練及び鄉勇の組織が發生したのであるが、これを指導し支配して貧農叛亂に對する執拗な闘争に従事したのは紳士だったのである。例へば團練とは鄉村市鎮毎に鄉團が組織され、團内の住民が出費して武器を備へ壯年者を選んで隊伍を結成せしめ、堡寨を作つて守禦避難の用に宛てる民間の軍事組織であるが、紳士は鄉團の團長・團總として又堡長寨長として之を指導し、特に太平亂に於いては各省有力紳士を該省督辦團練事宜後には督辦團練大臣に任じて一省内の團練を統轄せしめ、全國的に紳士による軍



獨裁制を實施した。又郷勇とは流民を雇募して官より口糧を給し隨營打技する額外の軍隊であるが、太平亂當時湖南紳士曾國藩・左宗棠・胡林翼等は後に湖南軍となつた湘軍・楚軍を、安徽紳士李鴻章は淮軍の郷勇軍を組織して闘つたのであつて、白蓮教亂は此の紳士の指導した團練によつて、太平亂は郷勇軍によつて討滅されたのである。かやうに屢次の農民戰爭に於いて常に鋭い對立關係に置かれた紳士の社會的な性格を、(勿論極めて皮相的であり、屢々一面的でありすぎることも免れないであらうが)考へてみたいと思ふのである。

## (11)

先づ如何なる人々が紳士と稱せられるのであるか。今各省在籍巨紳として團練事宜又は團練大臣に任ぜられた紳士達の履歴をみるならば、その代表的なものは湖南の曾國藩であるが、王定安の「曾文正公大事記」によれば曾氏は明以來湖南に住し農を業とし、彼の父麟書は生員である。國藩は十六才で縣試に應じて侑生を取り、二十三才で縣學生員となり翌年舉人。廿八才で會試に中式し殿試を経て進士出身を賜ひ、翰林院庶吉士を授けらる。以后翰林院詹事府に列して檢討より侍講・侍讀・詹事府右春坊右庶子を経て侍講學士に進み、卅七歳で内閣學士となり、次で禮部右侍郎より左侍郎に進んだが、咸豐三年母憂により回籍服喪してゐたものである。

この外の各省巨紳を清士列傳についてみるならば、先づ湖南の羅繞典は貢生より廷試を経て進士となり、翰林院編修より地方官に轉出し、知府・按察使・布政使を経て湖北巡撫に補せられた人であり、江西の陳孚恩は拔貢生の出身で、以后中央官界に在つて漸次昇進して刑部尙書に至つたが、故あつて革職され回籍中に團練事宜に任ぜられ、後再



び尙書に復活し、又山東の毛鴻賓は進士の出身、給事中在任中に團練事宜となり、後に地方に出でて巡撫に進み、江蘇の晏端書は進士出身、大理寺卿在任中團練大臣を命ぜられたが間もなく都察院左副都御史に進み、河南の毛昶熙も進士出身で順天府丞在任中團練大臣に任ぜられた人である。以上はその一例を示したに止るが、この外の團練辦理に當つた巨紳は何れも同様に科擧に中式した現職非職の京外高官である。

一方、咸豐三年湖南鄉勇軍の創建に従事してゐた曾國藩はその「上吳甌甯制軍書札」の中に「士紳願帶陸勇者云」と云ひ、彼の麾下に在つて湘勇・楚勇の各營を率ひる諸將も亦紳士と呼ばれるべき人々であつたことを示してゐる。これらの中著名な人々について湖南通志人物志によりその略歴をみるならば、羅澤南は舉人にして縣學教諭であり、王鑫は縣學生員、鄒壽璋は國子監學生、江忠義は縣試に合格せる童生であり、江忠源は舉人にして前任知縣であり、左宗棠は廿一才で舉人となつたが仕官の機なく野に在つた人である。

紳士は右の如く學位を有して仕官しない者及び生員文章をもその中に含むのであるが、更にこの時各省には團防局や鄉團を支配した多數の紳士があつた。彼らは凡そ三種に分けられ、その第一は退職官僚であり、第二は生員舉人等であつて、これには學位を得たものの遂に仕宦の機を失つた老書生と、科擧の過程に在る若手の官僚候補者と二通りがある。以上の何れとも異つてゐるのは第三に屬する紳士であつて、彼らは官吏でもなく又秀才舉人でもない。呂紳何某と單に呼ばれてゐるこの種の紳士は頗る多いが、その一の場合として湖南通志記載の湘鄉縣紳士劉振宗を擧げると、彼の祖父・及び父は鄉約を勤めた望族であり、振宗自身は咸豐中六合團なる鄉團を起したが、彼は從九品銜の品位を有つたにすぎない紳士である。



以上により紳士と呼ばれる人々は頗る廣範圍に亘り、その勢力名望にも幾多の相異の在るべき事が知られるが、凡そ五通りに分けられる。即ち一は現任官僚、二は退職官僚、三は秀才舉人にして仕官せざるもの、四は官僚候補者、五に品位のみもつ紳士である。現職の官吏は勿論京師又は地方の任地に在るが、第二から第五に至る右の四通りの紳士は在籍してゐるのが普通であつて、彼らは郷紳と稱される。つまり紳士とは官僚と郷紳とに分けられるのである。

紳士とは以上の如き廣い範圍を含むが、注目す可きは彼らの社會的地位のいかなる相異をも超えて、彼らは何れも科擧制とそれを通して官僚なる法制的身分に結びつけられてゐることに於いて一致してゐる點である。右にあげた紳士達の經歷が示す如く彼らは科擧の受験者か或ひは及第者かであり、換言すれば官僚候補者か或ひは現職退職の官僚かである。つまり科擧の試験を受け、それにより官僚たる法制的身分を取得しやうとする人々である點に於いては彼らのすべてが一致してゐるのであつて、それは品位のみもつ紳士の場合も異らないのである。例へば先の湘郷縣紳士劉振宗は子弟の教育するに當つて「其教子務通經術立名義不以科第爲急」と云はれてゐる。つまり彼の如き程度の紳士に在つても猶その子弟は科第を志すものであり、世間も亦當然それを期待したのである。そして「不以科第爲急」學問の第一義的使命を尊重する行き方を採つた紳士劉振宗の子弟教育方針が通志の編者によつて賞讃されたと云ふ事實、少く共僅々數行の通志の小傳の中に特筆大書するに價する奇特な行爲と見做されたと云ふ事實は、官僚なる身分が社會の渴仰的であり、紳士は官僚たらんが爲に科第を目的として學問に志す者とする動かし難い通念に支配されてゐる社會に於て初て可能でありうるのである。

要するにだから紳士とは科擧制を通して官僚となりうる資格を社會的に認められてゐる身分なのである。そして彼



らは何れも數代續いて紳士であり、社會的に庶民とは全く區別して扱はれる存在である點から一の階級層をなすのである。

(三)

以上述べてきた所により紳士の政治的立場は、屢々例外はあるにしても原則的には一應官僚のそれに共通すると云へるであらう。清朝の政治權力機構は滿清皇帝に直屬する軍機處・内閣と六部五寺二院・通政使司及び翰林院等の中央官廳と督撫以下の地方官廳とであるが、異民族の王朝の支配の下に漢人官僚層が何の程度に迄之に參與を許されたかを五品官以上につき「光緒大清會典」によつてみるならば、理藩院を除く外は軍機處・内閣以下の各官何れも滿漢併用であり、定員のない軍機處を別として、内閣大學士・協辦大學士、六部の尙書左右侍郎、都察院の左都御使・左副都御史・六科給事中・監察御史・巡城御史、通政使司の使・副使・參議、大理・大常・光祿・大僕・鴻臚五寺の郷・小郷及び翰林院の掌院・侍讀學士等は何れも滿漢各同數であるが、内閣學士及び六部の郎中・員外郎等の官に在つては滿官定員に比し漢官の夫れは甚しく小數である。以上は中央政府であるが、次に地方官をみるに總督巡撫・布政使・按察使に限り滿漢併用であるが、以下の糧儲道・驛鹽道・鹽法道・河道・分巡道・河庫道・鹽運使・學政使・知府・同知・知州・知縣等の官はすべて漢員のみ任用される事になつてゐる。

これをみれば京外官を通じて漢人官僚は或る程度の制限の下に置かれてをり、その點前人とは多少相異してゐるのであるが、しかしともかく以上の如き制限の埒内に於いて彼らは政權機構に參與し中央地方の政治に當るものである。



だから紳士は官僚となる事によつて庶民階級（農民・中小商人・手工業者等）に對して治配者として臨むのである。紳士が官僚たる法的身分を取得するには彼らは科擧に應じて之に及第しなければならぬ。光緒大清會典により科擧制の内容を概観するならば、先づ最下級は府縣試で之に合格した者は學政使毎歲巡閱に當り府にて親試を受く。この歲試の試題は四書中の一句一節を題目とし宋儒の義理を用ひて解釋せしめるもので、及第すれば秀才となる。秀才は每三年各省會にて考試を受けるが、これが郷試で二日宛三場に分たれ、一場は四書制義文三題と五言八韻詩一題、二場は五經文五題で五經中の一句一節をとり敷衍注釋して作文せしむ。三場は策論五道。之に及第すれば舉人であつて、この舉人が進士となるには會試を受けるわけであるが、その考試題文は郷試と同様である。之に及第した進士は次で保和殿に對策せしめられるが、之が廷試である。この外優貢拔貢の制があり、優貢の考試は四書文二篇・經解一篇・策一道・五言八韻詩一首、拔貢の夫れは四書文二題・經解一題・策論各一道・五言八韻排律詩一首であるが、以上の考試の内容をみるにそれは四書五經の解釋と作文作詩であり、その所説は必ず宋儒の學說に據る可く、修辭も八股文體を嚴守することが要求されてゐる。官僚たらんと志す紳士はかやうな經學詩文を學びそれに熟達しなければならぬのであるが、幼少より壯年に至る迄かくして讀書作文に専念する紳士達はつまり讀書人であり、知識人なのである。即ち紳士は知識層なのである。そして紳士以外の社會階級と云へば讀書に耽る餘裕などは無論有たない、それ故に紳士から屢々「愚民無知」と云はれねばならなかつた庶民階級だけなのであるから、彼ら紳士こそ當代支那社會に存在した唯一の文化層だつたわけである。そこで紳士は文化的にも庶民に優越した文化獨占的な立場に在るわけだが、その文化とは科擧の内容が示すやうに儒教儒學を中心としたものであり、この儒教文化を維持相傳する擔ひ手で



あると云ふ事が紳士に官僚機構に參與する資格を與へてゐるわけである。

(四)

次に考察すべきは紳士の經濟的地位であるが、この場合先づ問題となるのは其の農村に占める地位である。農村紳士は紳士の中でも特に多いが、こゝに彼らの中の一の場合として例へば王定安の「曾文正公大事記」についてみるならば、曾國藩の家は元明以來湖南に住んで農を業とし、國藩の祖父玉屏に至つて家業を大にしたが、玉屏は祖廟の無きを遺憾とし宗族諸老に謀つて遠祖の祠堂と曾祖父の祠宇とを建立し、三月十月に盛大な祭典を營む例としたと云ふのであつて、祠廟を中心に屢々一部落を成す大聚族の多い湖南地方に於いて曾氏も亦その一だつたのである。玉屏は又一令子姓出就名師又好賓接文士候望音塵常願通材宿儒接跡吾門、「津梁道途廢壤不治者孤鰥衰疾無告者量吾力之所能隨時圖之」と自ら語つてゐる如く、鄉黨の師表となり公共事業に率先盡力する勢力家だつたのである。勿論曾國藩が實際に幾千の土地の所有者であつたかを知りえないことに於いては明かな斷定を下す事は控へられねばならないが、曾氏の郷閭に於ける對世間的な地位を物語る右の二三の事實からその經濟的地位を想定する事がもし許されるとすれば、それは富農或ひは地主以上と考へられねばならない。

一方この時紳士の指導した地方團練に於いて各郷團の公舉する團總・團長には、身家殷實有田産者明白事体系字人望人等の項目が必ずその資格としてあげられてゐる。團練の指導者がかゝる条件を具備する必要がある事は疑ふ餘地がないが、何れにせよかゝる條件に該當する資格ある者として紳士があげられてゐる事はその農村に於ける世間的經



濟的地位を示すものと云へるであらう。無論一概に紳士と云つてもその個々の場合によりその經濟力は相異なるが、右の曾氏や團練を支配した紳士達の例によつて農村紳士の一般の場合を云へば、彼らは鄉村の勢門望族として尊敬されるものであり、經濟的には富農或ひは地主であると云ひ得るであらう。

紳士の經濟的地位を決定する一の重大な要素として紳士が官僚となる場合がある。この場合先づ考へられるのは官職に伴ふ制規の俸給であるが、清朝の京外文官俸祿は一品官歲賜俸銀百八十兩で京員には特に俸米九十石が付く。これが官吏年俸の最高額なのであるからその薄少に過ぎる事は勿論であつて、だからこれは問題でなく事實上の俸給は養廉銀である。養廉銀の一例として漢員地方官の夫れをみるに、總督は年給銀一萬三千兩乃至二萬兩、巡撫は一萬兩乃至一萬五千兩、布政使は五千兩乃至九千兩、按察使三千兩乃至八千兩、道員二千兩乃至八千兩、知府一千兩乃至四千兩、知州五百兩乃至二千兩、知縣四百兩乃至二千兩である。この養廉銀は必ずしも過少とは云へなかつたやうであるが、實際には官僚にとつてこの僅少な収入は少しも魅力ではありえない。だから官吏の俸給などは問題とするに値しないのであつて、こゝでは官吏が俸給以外に發見するより大なる經濟的利益が問題となるのである。

支那官僚の顯著な特性の一として收斂と云ふ事實は常にあげられる。養廉銀制創設の目的はこの惡習を防遏する事に在つたであらうが、しかし依然強くこの惡習は残つたのであつて、例へば咸豐初各省團練の實施に際して政府は「一切布置經費應由公正紳士籌辦不得官爲抑勒致滋流弊」、又は「毋評地方官籍端勒派致滋流弊」と同様な意味の論旨を屢次與へて地方官を戒め、その不當な干與を防止する事に努めてゐるが、しかし一方では又紳士に對しても「至各省所保紳士人數多其中辨理不善不協鄉評者該地方官查明令毋庸管理」と云ひ、團練に當る紳士は公正紳士でなければ



ばならぬ事はいかなる場合にも強調されてゐる。こゝに云ふ紳士とは無論郷紳であるが、以上の如き禁令を屢々發しなればならなかつた事は此ら官僚と郷紳即ち在朝在野の紳士達が機會ある毎に如何に不正をなすかと政府によつて充分認識され警戒されてゐた事を示してゐる。偶々太平天國の大動亂は團練及び軍費の財源としての捐輸釐金などの收斂の多くの機會を生んだのである。

紳士がいかにして收斂をなしたかを二三の例についてみるならば、例へば文宗實錄に

「歸德府知府傅壽彤每月領餉八千兩雇勇二千名守城之時每門止有三十名其余皆係虛冒」

「捐納員外郎梁璨在營用事虛冒勇糧分肥入己以佃勇四百人捏報三千人」

官吏は政府支出に係る軍費等をかやうにして極めて屢々着服するのである。

軍費の財源としての民間からの捐輸に絡まる官紳の不正行爲も多く、文宗實錄に

「在籍中允馮桂芬辦理勸捐多有徇庇其親戚富戶之在吳江太湖廳等處者率多隱匿該員家本寒素自勸捐之後置買田產建

蓋扇屋頓成富家」

「金谿縣知縣楊照藜籍捐爲名誣人從逆東鄉一區即收銀十萬兩均入私橐」

「徽郡自三年以後捐款至鉅隱存甚多前任歙縣知縣劉毓敏携帶捐冊逃歸原籍山東並義練局之勸捐自收自用兼有置產寄頓者學政之收捐存銀甚多」

これは官僚或ひは退官郷紳の不正であり、

「有人奏慶祺所派勸捐委員車馬飲饌悉由州縣供給每到一處勾串劣紳指戶揆索富戶等有私餽委員銀錢者即瞞隱不報不



逐所欲嚇派多捐送州縣官勒委辦把總李德英在南滄等處自貼告示並有宿縱酒及句串劣紳蘭呂二姓私設捐局勒派等事從九衝王錫勒索孔姓規費銀兩該委員又偽造慶祺咨札恭稟籍以恫嚇官紳河間劣紳陳權之與該委員等朋比爲奸所捐銀兩有句串私索者多半無從稽覈

督撫・藩臬司等地方大官と結び付いた場合その官權を背景とする郷紳の横暴振りである。

これら官紳に絶好の收斂對象物とされたのは釐金であつて、咸豐三年創設されると急速に普及し一年後には「大江南北捐局過多官私錯雜」と云ふ状態を呈し、各省は連年釐捐局と釐捐税目とを増設して委員たる官紳の好餌とされたのである。例へば文宗實錄に

「江南泰州仙女廟設立捐釐總局辨兵官紳多方阻滯難侵欺商船勒索挂号灰印等錢捐稍不逐意任意嚇」

「並據御史吳焯奏（略）各省勸捐及委辦厘卡委員率多虐取浸蝕以飽私橐」

「江北糧台所徵甚鉅報解寥寥候補投効以及職員生監營謀札委目爲美差四出騷擾指借則任意訛索卡釐則以多報少糧台漕河大員多由請託知而不問並有擅自立卡」

「御史丁紹奏江蘇省分其完善地方僅數州縣而釐捐各項不下數百一經劄委親隨僕從實繁有徒甚至節禮門包悉視卡局之肥瘠以爲餽送徒資中飽一省如此各省可知」

「代理漢川縣事候補縣丞曹福增私設抽厘小局」

官紳は公設の局卡委員として恣意收斂するのみならず、屢々局卡を私設して抽釐を行ひその収入は無論全額を私収するのである。



以上は國內動亂の場合であるとは云へ紳士のかゝる權力による收奪行爲が一時的な現象でない事は勿論である。例へば乾隆六十年福建省に督撫以下各州縣迄を包含した大疑獄事件が発生してゐるのであるが、今「史料旬刊」の「乾隆朝福建督撫伍拉納浦霖受賄被誅案」輯載の檔案類によつてその概貌を窺ふならば、六十年春より冬にかけて漸次摘發されて行つたこの事件はその廣汎にして深刻な點で支那官場の底知れぬ暗黒面を最もよく語つてゐる。こゝにその中の主要な部分だけを摘出して紹介すると、第一は本省錢糧の浸蝕であつて、從來同省は倉穀六十四萬餘石・庫項三十六萬兩虧缺と奏報しながら事實はそれ迄の倉庫兩項續虧二百五十萬兩以上に及び、五十九年各州縣額徵地丁銀は應免各州縣を除き百十萬兩に達すべきを中央への奏銷には三十三萬兩と稱してゐた。即ち十分の七だけを各州縣で任意侵擄してゐたわけである。この不正を默認してゐた督撫等の取得する分前は巨額に達したであらうがその點は明かにされてゐない。次に總督伍拉納と鹽商周經なる者との結託から生じた數々の不正取引で、周經開く所の銀店當舖に藩庫銀を流用して資本とし、六十年春藩司伊轍布解任の時流用銀八萬五千兩の中四萬兩は返還不能に陥り、督撫は漳州賑銀六萬兩の中から流用して帳面を合せたことで、督撫藩司等は無論利益を分配されるのであり、つまり彼らは一味共同して官庫の銀を資本に周經の名義で當舖錢莊を経営してゐたに外ならない。又周經は鹽商としての自己の利益のため贈賄し、十四年以來歴任督撫は二萬乃至五萬兩を收受し、伍拉納は全部で十五萬兩に及び巡撫浦霖は二萬兩を收受してゐる。この事件の主要人物中漢人たる巡撫浦霖と按察使錢受椿について今少しくみると、浦霖は上述の各項に夫々關係する外黃僉邦なる者を廈門同知の缺分に調補せる謝禮として二年間に九千二百兩を受納し、祝事或は餞別等の名目で州縣から二千圓一千元程度の金額を屢々受けてをり、「此外州縣也還有送過我的我實一時記憶不清了」と言葉を濁して



る點から相當な數に及んだであらう事は想像される。次に錢受棒は贈賄しない者の訴訟は決して受付けないと云ふ性最も刻薄の定評を以て恐れられ、部下に對しても金銀物品の贈物を強要するのが常であり、嘗つてその糧道の任にある時州縣より解送する截曠米を市價より釣上げて折錢せしめ、或は加銀を徴する等の方法にて百石につき四・五百兩を私收してゐた事が暴露されてゐる。

紳士の收斂の様々な場合を以上みてきたわけであるが、これらの中に二の特に顯著な性格が認められる。その一は紳士が收奪をなす場合に彼は官僚としての強權を背景にしてそれを行ふと云ふ事である。もとより郷紳が收奪を行ふ場合も屢々あるとは云へそれは前官としての名望をもつか、或ひは官僚と結び付くかの何れかの場合に於いてであるにすぎない。收斂の對象を廣範圍に亘つて求めえられその實行に必要な凡ゆる利便が容易にえられる點に於いて、且又その社會的地位の尊さから威嚇と強壓の限りない力が發揮される點に於いて、強權を背景とせざる者は自ら官僚である者或ひは官僚と緊密に結び付てゐる者の決定的に有利なるに遙かに及ばないのである。つまり紳士のもつ收奪的性格は強權との結び付を絶対的前提條件とする。この條件を最も効果的に満足させる途は官僚になることである。

その二はかくの如く抜目ない收斂の結果積上げられる富は巨大な額に達するだらう事である。例へば福建疑獄事件に例をとれば、巡撫浦霖はその供詞の中に「我本是寒士出身家裏只有數十畝地」と語つてゐるのであるが、この寒士浦霖が數十年間の官吏生活中に蓄へた資産は、銀廿八萬四千三百十四兩・金錠及金器共七百八十五兩・錢七千六百九十餘千の外、房屋九所・田地三千二百二十六畝で銀にして六萬餘兩に達する。右の内には朝珠衣服玉器一切雜物は合れてゐないし、金銀にしてもこの外幾何のものが隠匿されてゐるかは不明であるが、ともかく嘗ての寒士は今や一



廉の資産家になつてゐるのである。

そこで問題はかくして蓄積された富がどの様に扱はれるかであるが、これにはそれがその儘奢侈の爲に消費されるのと、資本として投下され利潤が期待されるものと二の場合が考へられる。前者については改めて云ふ迄もないが、後者の場合先づ考へられる投資の對象は土地であらう。例へば先の福建巡撫浦霖であるが、元僅かに數十畝を有するにすぎなかつた彼が二十數年後には三千二百二十六畝の土地を所有するに至つてゐる。封建社會に於いて最高の價值をもつ土地に資本を投下して地主となる事は最も安全な道として恐らく普通行はれてゐた方法であつたであらう。

しかしかなり高度の商業の發達を見せてゐる當代社會に在つてはより大なる利潤を期待しうる別の多くの投資の部門もあつた筈である。例へば嘉慶四年誅された乾隆帝の寵臣和珅は全資産八億銀兩をこえた大富豪であつたが、家産査出によつて彼はその巨大な資本を多方面に運轉して利を營んでゐた事が判明したのである。文宗實錄「和珅二十大罪」の上諭に「附近通州薊州地方均有當舖錢店查計資本又不下十餘萬以首輔大臣下與小民爭利」と當舖錢莊經營の事實があげられ、又「史料旬刊」の「嘉慶誅和珅案」によれば、當舖十二座、取租房千一間半・取租地千二百六十六頃、貸金二萬六千三百十五銀兩等が査出の一小部分として報告されてをり、彼の資本運轉のの大體の方向を示してゐる。

勿論和珅は滿洲旗人、しかも乾隆帝無二の寵臣として大學士・軍機大臣の榮位に在つた大官僚であり、すべての漢人紳士を彼に比するのは當を失するであらうが、しかし當時の官僚にして例へそれが滿人であつたとは云へ右の様な場合が既に明かに存する以上、或は和珅に比し遙かにより小なる規模に於いてであるにせよ紳士達が同様な投資の方法を選ばなかつたとは斷言しえられない筈である。例へば禹域通志（井上陳政著、明治十五年より廿年迄）（光緒八年



より十三年）大藏省命により清國に留學、その間の研究見聞録）には郷紳を説明して「財産は或は農を事とし、或は商を營み、質鋪錢莊を經理し、その入る所自立するに足る云云」と云つてゐる。これが光緒初年の状態であるが、これを先の乾隆朝の和珅の例を思ひ合はすれば、當代社會の紳士の選んだ投資の種類の中にこれらの種目を加へても過つてゐないやうである。勿論この場合和珅が「以首輔大臣下小民爭利」と非難されてゐるやうに、かゝる投資の方法は紳士の名譽を保つ最上のもものではありえなかつたらうが、それは技術的に解決される上にその利潤の率から云へばこれは土地などより遙かに有利な投資の對象でありえたのである。

以上述べたやうに現職退職官僚やそれと結び付いた郷紳は收奪によつて富を積み、それを或は土地に投資し成は商業高利貸資本に運轉して利殖を計るのである。だから紳士は多くの場合經濟的には地主又は商業高利貸資本家として、屢々その兩者を兼ねる者として現れるのであつて、庶民に對してはより優越した立場に立つのである。

## (五)

紳士は政治經濟文化上庶民に對し優越した地位を占めるのであるから、彼らは清代社會に在つては滿清皇帝の下に滿洲貴族・漢人大商業家と並んで支配階級の構成に參與するものなのである。しかし紳士が政治的に支配階級の構成に參與しうるのは官僚としてであり、經濟的にそれが可能であるのは官僚としてであり、經濟的にそれが可能であるのは官僚としての強權による收奪の結果蓄積した富によつてである。即ち紳士が支配階級の構成に與りうるのは官僚である事をその必要條件としてゐる。つまり官僚たる法制的身分を取得する事は紳士にとつてその生存の爲の絶對的



要求なのである。紳士が官僚たらんとするに強烈な欲求をもつかを示すものとして、清代には學額中額の増加と云ふことが屢々あつた。例へば文宗實錄に

「著該撫遴選各該省會公正鄉紳人望素孚者傳旨飭令勸諭紳商民人等竭力輸將隨時奏請優獎仍各就該省所捐總數及各州縣捐數加廣中額學額」

紳士が團練や捐輸の辦理に忠誠を嘉せられた場合免税か或はこの加額を酬ひられるのであり、又紳士達からそれを請願する場合も屢々あつた。學額とは生員の各州縣定額、中額は舉人の各省に於ける夫れであつて、その増加は云ふ迄もなく紳士にとつては官僚となりうべきより多くの機會が提供される事を意味するのである。

ところで紳士にとつてかやうに重大な意味をもつ官僚になる爲には科擧に及第する事を必要とするが、この科擧の内容は經學なのであるから、つまり紳士に官僚たるの資格と權威を賦與してくれるものはこの儒教であり、従つて又紳士は儒教と固く結ばれこれを離れては存在しえないのである。そしてこのやうな一聯の關係を通して儒教は支那社會の支配機構の支柱的役割を果してゐると云つていゝのである。

紳士の儒教への依存關係を示すものとして太平天國戰爭に際して現はれた紳士の動向をみる事が許されるであらう。例へば湖南鄉勇軍の創建者曾國藩はその「討粵匪檄」に於いて縷々數百言を費して太平天國を打倒せざる可からざる所以を強調してゐる。檄文は先づ冒頭に太平天國の虐殺搶掠の暴狀を悲憤し、次に中國には神聖なる文化の傳統の社會秩序を維持するものありと高唱し、之に叛逆する事を敢てした太平天國の大罪として天主教の信仰、人倫の破壊、生産組織の破壊、儒教の否定、廟宇院祠偶像の破壊の五をあげてゐるのであるが、特に注目されるのは儒教の危機を



叫んでゐる點である。

「自唐虞三代以來歴世聖人扶持名教敦叙人倫君臣父子上下尊卑秩然如冠履之不可倒置粵匪竊外夷之緒崇天主教(略)士不能誦孔子之經而別有所謂耶蘇之說新約之書舉中國數千年禮儀人倫詩書典則一旦掃地蕩盡此豈獨我大清之變乃開闢以來名教之奇變我孔子孟子之所痛哭於九原凡讀書識字者又烏可袖手安坐不思一爲之所也」

大平天國運動は舊文化への叛逆を敢てし、耶蘇之說・新約之書と云ふ別の新文化形態を採用して儒教を否定したのであるが、この儒教即「歴世聖人扶持」の名教こそは「秩然如冠履之不可倒置」社會秩序を維持する所の支柱だったのである。だから儒教の權威を否定する事は一切の舊社會秩序的なもの、權威を否定する事に外ならないのである。例へば彼ら紳士はこの社會唯一の文化層であるが、紳士が知識人たることを誇りうるその内容は儒教儒學に外ならない。しかも科擧制を経て官僚となるべき紳士にとつて彼らに官僚として支配機構に參與しうる資格と權威を賦與するものは儒教の權威なのである。一切の儒教的なもの、權威が否定され崩壊するとき彼ら紳士は特權的文化人としての立場を喪ひ、同時に官僚として支配機構に參與する資格と權威をも否定されねばならない。しかもその經濟的地位が官僚としての或ひは又それに結ばれた郷紳としての強權を背景とする收奪の結果蓄積された富の上に築かれてゐる紳士にとつて、それは亦その經濟的繁榮の道を永久に鎖されることを意味するものに外ならないのである。そこで曾國藩が太平天國を討伐せんとする出師の目的は次の様に宣言される。

「本部堂奉天子命統帥二萬水陸並進將臥薪嘗膽殄此凶逆救我被擄之船隻拔出被脅之民人不特紓君父宵旰之勤勞而且慰孔孟人倫之隱痛不特爲百万生靈報枉殺之仇而且上下神祇雪被辱之憾是用傳檄遠近咸使聞知」



即ち會國藩が従つて又彼によつて代表される紳士が太平天國に對して始めやうとする闘ひは、一には民衆の救済を一には文化の擁護を目的とするものなのである。つまり政治的には官僚として、經濟的には地主或ひは商業高利貸資本家として支配階級の一翼を成す紳士が貧農叛亂と對立するものである事は言を俟たない。だから太平天國運動に對してもその土地私有廢止・財産沒收等の經濟・農業政策に甚大の脅威を感じ、團練や郷勇軍を組織して闘はなければならなかつたのである。がしかし太平天國運動の脅威が單にこの様な諸點に止らずして、儒教の否定と新文化形態の採用と云ふ形をとつて現はれてきた事は紳士の存立に關するより本質的な利害關係に鋭く抵觸したのであり、この深刻な衝撃が紳士を驅つて傳統的舊文化擁護運動に迄發展せしめたのである。そしてこの運動の主唱者が紳士であつたことは彼らに儒教的な治者階級としての立場を反省せしめ、その文化擁護の旗幟により多くの普遍性と正當性を與へるために救民愛民のスローガンを生んだのである。

紳士の本質をこのやうに考へ來る時最後に問題となるのは、官僚の地位を志して科擧に應じた紳士が及第しえなかつた場合、つまり官僚への道が彼の前に開かれなかつた場合の紳士の立場如何である。科擧はそれが試験である以上、學力の不足か或ひは他のより世俗的な理由によつても落第と云ふ現象は屢々發生するのである。落第した紳士は權力への參與を拒否される上に、それに伴ふべき經濟的繁榮の希望も當然絶たれねばならないのであつて、もしこの場合彼が富裕であればともかく、貧困な紳士の場合には捐官と云ふ手段も不可能であらうから落第の打撃は殊に痛切であり、往々にして彼は紳士中の落伍者とならねばならない。かゝる落魄せる紳士は然らざる紳士特に官僚に對しては全く相容れない立場に立つのである。例へば太平天國の首領天王洪秀全は秀才試験志願の紳士であつた。所が幸か不



幸か彼は試體に失敗して官僚たらんとする希望を挫かれたのみならず、元來貧困な家に生れた彼は經濟的にも建直しの望みを失ひ、結局かくして上層機構から完全に閉め出された失意落魄の紳士洪秀全は讀書人である彼に唯一つ残されてゐる文學の知識を以てキリスト新教に接近し、独自の理解を通して政治的社會的内容を以て充された宗教的神秘的所説を形成し、この指導理論を以て當時澎湃として興つた農民運動を率ひるに至つたのである。

×

×

×

猶偶々稀にもこの蕪雜幼稚な一文に目を通される讀者が假にありとして、當然抱かれるであらう疑問を豫想してお答へしてをく必要を感じる。それは紳士なる社會層についての歴史的な面に於ける凡ゆる考察はこの小論の當面の目的外に在ると云ふことである。かくの如き廣汎なる問題を含む分野への探求は私の到底企てえない所であるのみならず、又眇たる一文の説いてよく盡しうるところでもない。